

訴 状

平成19年5月30日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 石 丸 幸 人

同 弁護士 山 本 章 一

同 弁護士 上 嶋 法 雄

同 弁護士 楠 見 真 理 子

同 弁護士 大 越 真 治

同 弁護士 靱 純 也

同 弁護士 馬 場 政 江

同 弁護士 今 井 正

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1,540,000円

貼用印紙額 金13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告[]に対し、金77万円及びこれに対する本訴状送達の日
翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告は、原告[]に対し、金77万円及びこれに対する本訴状送達の日
翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 被告の営業内容

被告は、銀行業を営む者である。

第2 原告

原告[]及び原告[]（以下、「原告ら」という。）は、現在、原告
ら代理人に対し、自己の債務整理を委任している者である。

第3 不法行為に基づく損害賠償請求

1 弁護士介入後の取立行為の違法性及び損害

(1) 原告[]について

ア 平成13年4月9日頃、被告と原告[]（以下、「原告[]」とい
う。）との間において、金銭消費貸借契約を締結した。

イ 原告[]は、原告ら代理人に債務整理を委任し、原告ら代理人は、平成
19年2月3日付債務整理開始通知にて、被告を含む債権者に対して、
原告[]の債務整理を受任した旨及び原告[]に対する請求等は、今後
原告ら代理人にするよう通知し、同債務整理開始通知にて、原告[]の
被告に対する債務額を明らかにするため取引経過を記載した書面の開示
を請求した（甲1）。

ウ ところが、被告は、前記原告ら代理人からの受任通知を無視して、原告

■に対して平成19年2月21日付内容証明郵便にて、「期限の利益喪失通知」を、原告ら代理人を通さずに、原告■に対して直接送付し支払いを請求した。

エ 平成19年3月1日、原告ら代理人は被告に対して架電し、被告の原告■に対する支払請求をやめ、原告■への連絡等は、原告ら代理人を通してするよう伝え、被告担当社員は、債務整理受任通知では原告ら代理人を原告■の代理人と認めることができず、今後も原告ら代理人を通さずに、原告■に対して直接支払を請求すると回答した。

そして、平成19年3月14日、被告は、原告ら代理人に対して、原告■の債務整理開始通知を既に受領している旨及び今後被告の原告■に対する郵便物は直接原告■に宛てて発送する旨を書面で通知した。

(2) 原告■について

ア 昭和58年12月22日頃、被告と原告■（以下、「原告■」という。）との間において、当座貸越契約を締結した。

イ 原告■は、原告ら代理人に債務整理を委任し、原告ら代理人は、平成19年2月20日付債務整理開始通知にて、被告を含む債権者に対して、原告■の債務整理を受任した旨及び原告■に対する請求等は、今後原告ら代理人にするよう通知し、同債務整理開始通知にて、原告■の被告に対する債務額を明らかにするため取引経過を記載した書面の開示を請求した（甲2）。原告■の債務整理開始通知は、平成19年3月16日に被告に到達した。

ウ ところが、被告は、前記原告ら代理人からの受任通知を無視して、平成19年3月20日付内容証明郵便にて、「期限の利益喪失通知」を、原告ら代理人を通さずに、原告■に対して直接送付し支払いを請求した。上記支払いを請求する書面は、平成19年3月22日、原告■に到達した。

エ 平成19年4月4日、原告ら代理人は被告に対して架電し、被告の原告
■■■■■に対する支払請求をやめ、原告■■■■■への連絡等は、原告ら代理人を
通してするよう伝え、被告担当社員は、債務整理受任通知では原告
ら代理人を原告■■■■■の代理人と認めることができず、今後も原告ら代理
人を通さずに、原告■■■■■に対して直接支払を請求すると回答した。

- (3) 貸金業法は、取立行為に関し、債務者として社会通念上許される限度を逸脱した取立行為を厳しく取り締まる21条1項を設けた。債務者の保護を目的とした貸金業法21条1項の取立行為の規制について、一般消費者を対象に貸付を行っている貸金業者と銀行を区別する理由はなく、銀行に対して貸金業法21条1項は類推適用されるべきである。

本件において、原告らに対する被告のした前記支払請求は、原告ら代理人からの受任通知を受けた直後にされたもので、貸金業法21条1項6号に違反する。本件においては、原告らの債務整理開始通知後に被告が原告らに直接支払い請求することについて、原告ら代理人から被告に対して承諾しておらず、貸金業法21条1項6号の正当な理由はない（金融庁事務ガイドライン3-2-6(3)）。

また、被告の上記取立行為は、貸金業法施行時の大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日付蔵銀第2602号）の第2の3（取立て行為の規制）の(1)（貸金業者がしてはならない行為）のハの（ロ）「債務処理に関する権限を弁護士に依頼した旨の通知、又は、調停その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払い請求をすること」に該当する違法な行為である。

- (4) 原告らは、原告らが自己の債務整理を原告ら代理人に委任した後の被告の取立行為により私生活の平穩を害され困惑し、不安定な立場に置かれた。そのことによる精神的・経済的な損害は計りしれないが、これを取返して金銭に換算するとそれぞれ金30万円を下らない。

2 取引履歴不開示に対する損害賠償金

- (1) 被告が原告らとの間の金銭消費貸借契約の取引履歴の開示を拒み続けている行為は、貸金業規制法に関する金融庁事務ガイドライン3-2-3（現在は3-2-7）「債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること」に反している。
- (2) 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業規制法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間の経過しているものも含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負っている（最判平成17年7月19日平成16年（受）第965号過払金等請求事件）。

上記最高裁判例の趣旨は、貸金業者と同様に一般市民との間で金銭消費貸借取引を行っている銀行にも適用されるべきである。

- (3) これを本件についてみると、原告らは自己の債務整理手続を遂行するために原告■■■■は平成19年2月3日付、原告■■■■は平成19年2月20日付で債務整理開始通知にて被告に対して取引履歴の開示を求めたものであり（甲1，甲2），前記特段の事情は認められない。そのため、本件においては、被告は原告らとの全取引履歴を開示すべき義務を負っているものである。

そして、本件の場合に被告が原告ら代理人の開示請求にも拘らず、原告らとの全取引履歴開示を拒絶することは、全取引履歴を開示すべき法律上の義務に明らかに違反するものであり、違法性を有すると認められる。

- (4) 被告の信義則上の義務違反

上記第3. のとおり、被告は、債務整理受任通知のみでは原告ら代理人を原告らの代理人と認めることができないとし、債務整理開始通知後、原

告らがそれぞれ経済的危機状況にあると判断して、原告らに対して、内容証明郵便にて「期限の利益喪失通知」を直接送付し支払を請求している。

被告が、債務整理開始通知に記載された弁護士との委任関係を疑うのであれば、債務整理開始通知により推認される原告らの経済的危機状況にも疑問を持つべきである。

それなのに、被告は、債務整理開始通知により、原告らが経済的危機状況にあると判断し、原告らに対して「期限の利益喪失通知」を直接送付し支払を請求したことは、黙示に原告らと原告ら代理人との委任関係を認めたことを意味する。

被告が、債務整理開始通知により、原告らの経済的危機状況があると判断して、原告らに対して「期限の利益喪失通知」を送付し直接支払を請求することで、被告自身の損害を最小限にしようとする一方で、被告が、債務整理開始通知受領後、その債務整理開始通知を発送し債務整理を受任したとする弁護士に取引履歴を開示しないことは、矛盾した挙動であり、被告は銀行の信義則上の義務に違反している。

- (5) 原告らは、被告の開示義務違反により債務整理手続の進行が妨げられ、長らく不安定な立場に置かれた。そのことによる精神的・経済的な損害は計りしれないが、これを敢えて金銭に換算するとそれぞれ金40万円を下らない。

3 不法行為に基づく損害賠償金としての弁護士費用

- (1) 原告らは、債務整理手続を進行するにあたり、やむなく訴訟を提起せざるを得なくなり、原告らが、原告ら代理人に対して負担することとなる本件訴訟の弁護士費用はそれぞれ前記精神的損害の合計金額の1割とし、原告■■■■■については金7万円、原告■■■■■については金7万円である。
- (2) 原告らは平凡な一般市民であって、大手都市銀行である被告を相手に不法行為に基づく損害賠償請求をすることは不可能事であって、被告が債務

整理開始通知後も原告に対して取立を行ったこと及び被告が取引履歴開示を拒否し続けたことと本件訴訟を原告ら代理人に依頼したこととの間には相当因果関係がある。

第4 よって、原告らは、被告に対し、以下の支払を求めるため、訴えを提起する。

1 原告■■■■について

不法行為に基づく損害賠償金として金77万円及びこれに対する不法行為の後である訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで民法所定年5分の割合の遅延損害金

2 原告■■■■について

不法行為に基づく損害賠償金として金77万円及びこれに対する不法行為の後である訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで民法所定年5分の割合の遅延損害金

証拠方法

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 甲第1号証 | 債務整理開始通知（原告■■■■） |
| 2 | 甲第2号証 | 債務整理開始通知（原告■■■■） |

付属書類

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 2通 |
| 3 | 甲号証の写し | 1通 |
| 4 | 資格証明書 | 1通 |

